

平成25年8月28日

株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした
再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議について
(平成25年8月28日 諮問第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(飯村課長補佐、下澤係長)

電話：03-5253-5809

株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を
当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係
る異議申立ての付議について



1 異議申立年月日：平成25年8月9日

2 異議申立人：株式会社ひのき

3 異議申立てに係る処分：

総務大臣が平成25年7月23日付総情域第45号で異議申立人に対して行った裁定。

4 異議申立ての趣旨及び理由：

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る裁定のうち、徳島県板野郡上板町の区域にかかる部分を取り消し、同部分につき再放送同意をすべき旨の裁定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立てに係る裁定は、放送法第144条3項の「正当な理由」の解釈適用を誤り、同条項に違反して、前記部分につき同意をすべき旨の裁定をしなかった点で、違法不当である。

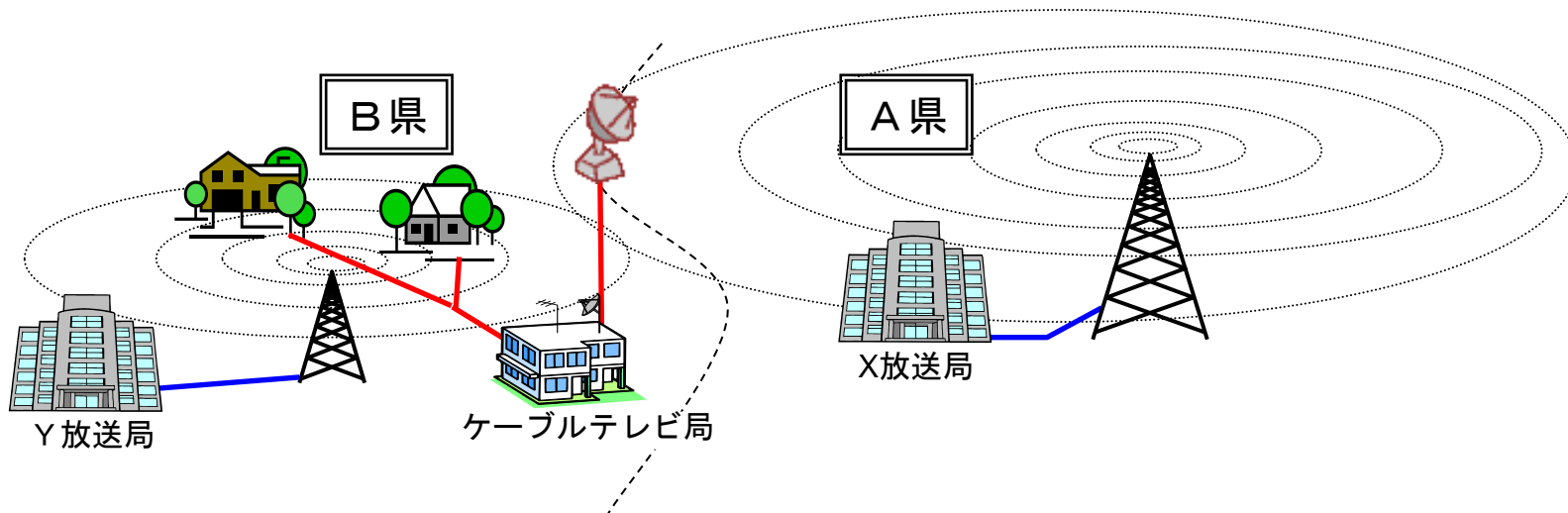
詳細については、追って更に補充する。

- 区域外再放送とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再放送すること。
- 「放送事業者の番組編集上の意図」がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再放送するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。

(放送法第11条)

◇区域外再放送のイメージ

： A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再放送。





これまでの経緯

(平成23年)

- 6月21日：裁定申請。
- 10月20日：裁定について拒否処分。
- 11月 7日：ひのきが、拒否処分についての異議申立て。

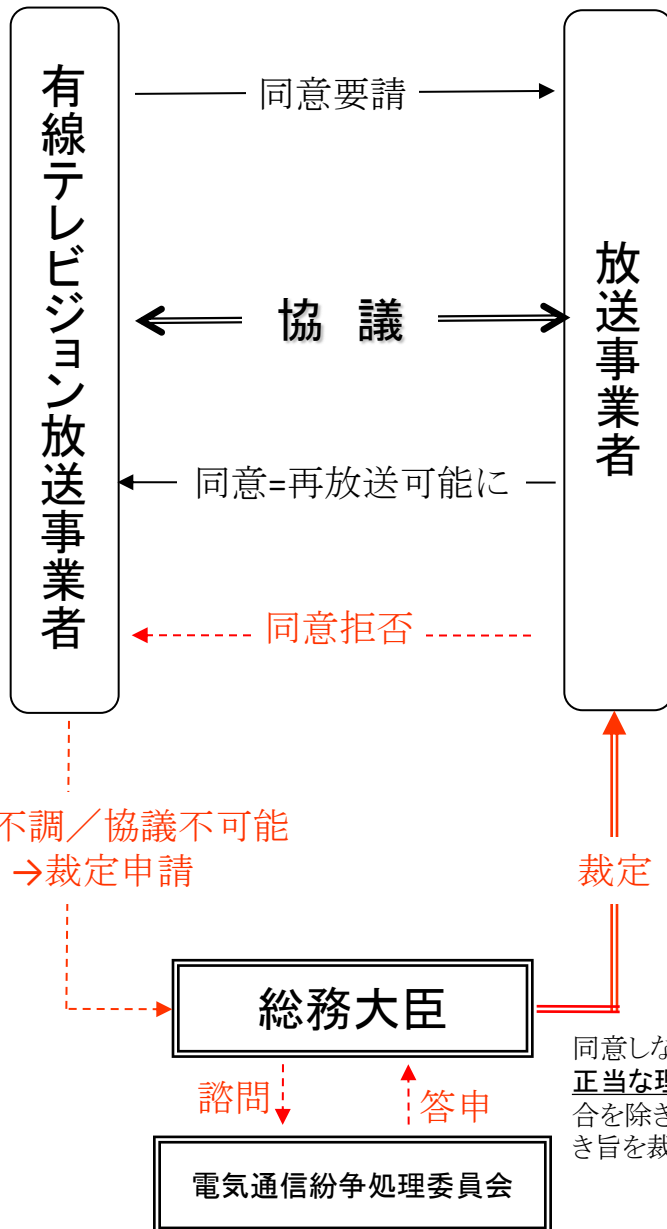
(平成24年)

- 11月28日：電波監理審議会が、裁定手続に入るべき旨の決定案を議決。
- 12月 5日：ひのきに対し、裁定手続に入る旨の通知。讀賣テレビに対し、裁定の申請があった旨の通知。

(平成25年)

- 1月 9日：讀賣テレビから、意見書の提出。
- 1月30日：電気通信紛争処理委員会（以下「紛争委」という。）に諮問。紛争委が、両当事者から意見聴取。
- 3月26日：紛争委から両当事者に対し、書面による意見の聴取の依頼。
- 4月 8日：両当事者から、紛争委に対し、意見の聴取の依頼について回答の提出。
- 5月15日：紛争委が、両当事者から意見の聴取。
- 6月26日：紛争委が答申。
- 7月23日：答申を踏まえ、裁定。
- 8月 9日：異議申立ての提起。

再放送同意に関する規定



○放送法(昭和25年法律第132号)(抄)

第11条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

第144条 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者(登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。)が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。(略)

2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

4 (略)

5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、電気通信紛争処理委員会に諮問しなければならない。

6・7 (略)

※括弧書きの定義規定部分は省略。

同意しないことにつき正当な理由がある場合を除き、同意すべき旨を裁定。



平成23年7月一部改定

- ガイドラインの協議手続は、「裁定申請の要件を満たしているか否かを判断する際の資料」。
- 新たに再放送同意を求める場合の手続は原則以下の通り。（※ 更新の場合等は別途規定）
 - 1 協議の時期
ケーブルテレビ事業者は、再放送開始予定日の6ヶ月前までに発局放送事業者に書面で申込
 - 2 説明事項
 - (1) ケーブルテレビ事業者
 - ・ 再放送の同意を求める放送
 - ・ 再放送を行う業務区域、再放送の方式（同時再放送か否か等）、再放送に使用する設備の計画
 - ・ 再放送を求める放送に係る受信点の位置及び再放送の品質の見通し
 - ・ 再放送を行う必要性
 - ・ 再放送を行う業務区域と放送等の放送対象地域との隣接の有無及び放送対象地域から距離等
 - (2) 放送事業者
 - ・ 放送番組の同一性やチャンネルイメージが害されるおそれがあると考えられる場合、その具体的理由及び裏付け資料
 - ・ 放送の地域性に係る意図が害されるおそれがあると考えられる場合には、その具体的理由及び裏付け資料
 - (3) その他
 - ・ 地元放送事業者の同意に関しては説明を要しない。
 - 3 協議の終了
協議は、調ったとき又は調わなかったときに終了する。
「協議が調わなかったとき」とは、上記の手続に従って協議を行い、又は行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は放送事業者等が誠意をもって協議に応じようとしないうときをいう。



平成23年7月一部改定

- 協議の手續に関する具体的な留意事項等を明らかにするとともに放送法第144条第3項に関し、放送事業者等が「再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」について、原則次のとおりとすることとした。

1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合（従来の「5基準」と同じ）

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再放送される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再放送が期待できない場合

2 区域外再放送の場合には、放送事業者等の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、「受信者の利益」を考慮して、許容範囲内（受忍限度内）にあるとは言えない場合

- 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
- 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

（その他）

- 過去適法に同意が得られた再放送については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。
- 地元放送事業者等の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。



裁定申請の概要

(1) 申請日

平成23年6月21日

(2) 申請者及び申請に係る放送事業者

徳島県の有線テレビジョン放送事業者「株式会社ひのき」が、「讀賣テレビ放送株式会社」（日本テレビ系）の放送の再放送同意に係る総務大臣の裁定を申請。

有線テレビジョン放送事業者(裁定申請者)

事業者名	業務区域
株式会社ひのき	徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域、上板町の一部区域

申請に係る放送事業者

事業者名	放送対象地域
讀賣テレビ放送株式会社	大阪府、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県

(3) 再放送しようとするテレビジョン放送

讀賣テレビ放送株式会社の大阪放送局の地上デジタル放送

(4) 裁定申請の理由

再放送同意について協議が不調のため

今回の裁定の概要



〔裁定の概要〕

- ・松茂町及び北島町：読賣テレビ放送(株)は(株)ひのきが再放送することに同意しなければならない。
- ・上板町：読賣テレビ放送(株)は(株)ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。ただし「受信者の利益」を適切に保護する観点から一定期間内の経過措置(激変緩和措置)を講ずること。

〔判断〕

	松茂町及び北島町	上板町
「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度	一定程度認めることができる。	一定程度認めることができる。
受信者の利益の程度	電波のスピルオーバーの状況は、継続的に良好な受信が可能であるとまではいえないものの、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。また、両町では過去の読賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められるとともに、両町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動も一定程度あると認められる。地域間の経済的取引についても、一定程度の交流が認められる。 さらに、両町に隣接する徳島県鳴門市は、読賣テレビの放送対象地域に含まれる兵庫県の淡路島と海峡を挟んで位置しており、かつ、同島と神戸淡路鳴門自動車道によって直接結ばれていることから、同市は読賣テレビの放送対象地域に隣接する市町村として扱うべきものと認められる。両町は、いずれも同市に隣接していることに加え、同市の中心部からの距離も比較的近い。	電波のスピルオーバーの状況については、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えないものの、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。また、両町と同様に上板町でも、過去の読賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められる。しかしながら、上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極めて少ないと認められ、両地域間の経済的取引も他の2町に比べるとやや少ない。 さらに、上板町については、鳴門市とも隣接していない。
比較衡量	「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度を超えているとは言えず、再放送に同意をしない正当な理由があるとは認められない。	「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度の範囲内にあるとは言えない場合に該当することから、再放送に同意をしない正当な理由があると認められる。

両当事者の所在地



兵庫県

読賣テレビ放送株式会社 (日テレ系)

※放送対象地域は
大阪府、滋賀県、京都府、
奈良県、兵庫県、和歌山県



大阪府

香川県

淡路島

和歌山県

愛媛県

徳島県

高知県

株式会社ひのき

(注) 徳島県内の民放は
・四国放送株式会社(日テレ系)